

# 兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第24号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1

## 訓令

### 兵庫県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ほか、」の右に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する」を加え、「非常勤職員及び企業職員を除く。」を削る。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職務の内容その他の事由により知事が貸与の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、職務の内容その他の事由により知事が交付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5条第3項中「職員き章」を「貸与された職員き章」に、「職員証」を「交付された職員証」に改める。

第6条の見出し中「再交付」を「再貸与等」に改め、同条第1項中「職員は、」の右に「貸与された」を加え、「職員証」を「交付された職員証（次項において「職員き章等」という。）」に、「再交付」を「再貸与又は再交付」に改め、同条第2項中「職員き章及び職員証」を「職員き章等」に改める。

第13条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第16条の見出し中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条第1項中「は、地方公務員法」を「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。次項において同じ。）は、同法」に改める。

第19条中「ついては、」の右に「常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員あつては」を加え、「よる」を「より、その他の職員にあつては任命権者が別に定めるところによる」に改める。

第22条第1項中「第14条第1項各号」の右に「若しくは会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第59条第1項各号」を加える。

第25条中「職員」の右に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。